

「大阪府安全なまちづくり条例の改正（案）」の概要

1. 特殊詐欺の現状

◆被害の現状

- ・令和5年中の特殊詐欺被害は、過去最多件数の2,656件、被害金額は約36億円。
- ・特殊詐欺被害全体の約85%が65歳以上の高齢者。
- ・被害金額を一日当たりで換算すると、毎日約1,000万円詐取されている状況。
- ・令和6年11月末時点の被害金額は約53億円、毎日約1,600万円詐取されている危機的な状況。

◆被害の多い手口

- ・息子や警察官等を騙るオレオレ詐欺。
- ・市役所職員や銀行職員等を騙る還付金詐欺。
- ・プリペイド型電子マネーを利用した架空料金請求詐欺。

◆被害防止対策上の課題

- ・大阪府で特に発生の多い還付金詐欺や架空料金請求詐欺の手口では、ATMやプリペイド型電子マネーが犯行に利用されていることから、事業者による水際対策の強化が極めて重要であり、事業者の協力が必要不可欠。
- ・事業者による被害防止対策の実効性を確保するため、府民にあっても各種対策への理解と協力が必要不可欠。

2. 条例改正の必要性

- ◆ 大阪府安全なまちづくり条例は、府の区域において発生が顕著な府民の生命、身体又は財産に危害を与える犯罪の防止に関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力の下に、安全に配慮した道路、公園等の普及その他の安全なまちづくりに関する施策を推進し、及び犯罪による被害の防止のために必要な規制等を行い、もって府民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的として、平成14年4月1日に施行し、運用している。
- ◆ 平成31年、特殊詐欺被害を防止するため、本条例を改正（令和元年6月1日施行）し、「オール大阪による総合的な防犯対策」「青少年対策」「アジト対策」「架電先リスト対策」の4対策を柱とし、府民及び事業者等に被害防止に関する努力義務を盛り込み、これまで、特殊詐欺の根絶に向けて様々な施策を推進してきたものの、現在被害は急増しており、危機的な状況にある。
- ◆ 大阪府では現在、急増する特殊詐欺等の被害から府民を守るため、府民及び事業者に対する一定の義務化など、一歩踏み込んだ対策を推進するために、学識経験者や弁護士のほか、金融機関やコンビニエンスストアの関係団体等で構成した「大阪府特殊詐欺対策審議会」における意見や答申等を踏まえながら、義務化を含めた本条例の改正について検討している。

3. 条例に追加することを検討中の5項目（概要） ※全て罰則なし

① 特殊詐欺等の根絶に向けた施策の推進

1 府は、市町村と連携して、府民及び事業者に対し、その協働を促す上で有用な情報を公表する等、特殊詐欺等の被害の防止に必要な広報、啓発等の活動を行うものとする。

② ATM設置者及び高齢者の義務等

1 ATM設置者は、特殊詐欺等の犯行の態様に鑑み、高齢者（65歳以上）が携帯電話機を用いて通話しながらATMを操作することを禁止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 設置するATMの本体、モニター画面等当該ATMを利用しようとする者から見やすい箇所にポスター、はり紙等を掲示すること。

(2) 金融機関の店舗の出入口、壁面等、当該店舗を利用しようとする者から見やすい場所にポスター、立て看板等を掲示し、又は設置すること。

2 ATM設置者は、特殊詐欺等の犯行の態様に鑑み、高齢者が携帯電話機を用いて通話しながらATMを操作することを禁止するため、ATMに係るシステムの構築、情報通信機器の導入等の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 公安委員会は上記2に関する指針を定めるものとする。

4 高齢者は、ATM設置者が講ずる措置に従い、携帯電話機を用いて通話しながらATMを操作してはならない。

③ 特殊詐欺等に関する通報等

1 金融機関は、店舗において、特殊詐欺等により現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると認めた場合は、速やかに警察官へ通報する等必要な措置を講じなければならない。

④ 振込取引における上限額の設定

1 金融機関は、ATMにおける顧客の預貯金口座への一日の振込みに係る上限の額を十万円以下に設定しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、大阪府警察と協議することができる。

2 上限の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、金融機関においては、(1)及び(2)に掲げる振込実績の期間、年齢について引き下げることができない。

(1) 過去三年間ATMからの振込を行っていない者

(2) 七十歳以上の者

(3) 金融機関に対してなされた住所地に係る届出が大阪府内の者

3 金融機関は、上記1に規定する振込に係る上限の額の設定について、顧客から当該設定に係る解除の申出があり、その時点において当該顧客が特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないと認められる場合は、当該設定を解除することができる。

4 金融機関が、警察庁又は都道府県警察（大阪府警察を除く。）と協議を行った上で、別にATMにおける預貯金口座への振込みに係る上限の額を設定している場合には、上記1の規定によりATMにおける顧客の預貯金口座への一日の振込みに係る上限の額を設定しているものとみなす。

⑤ プリペイド型電子マネー販売時の確認

- 1 店舗において、顧客の面前でプリペイド型電子マネーを販売する事業者は、特殊詐欺等の被害を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 店舗に設置するレジ又はその付近において、ポスター、はり紙等を掲示すること。
 - (2) 店舗に設置するレジ又はその付近において、電子マネー購入者が特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないかどうかの判断に必要な事項を記載した書面等を備え付けること。ただし、下記3に規定するレジを設置している場合はこの限りでない。
 - (3) プリペイド型電子マネーの購入に係る料金として公安委員会規則で定める額以上の額の支払いを行おうとする電子マネー購入者に対して、上記1(2)の書面等を示すことにより特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないかどうかを確認すること。ただし、下記3に規定する方法等により確認する場合はこの限りではない。
- 2 電子マネー販売事業者は、上記1(3)による確認をした場合において、特殊詐欺等の被害に遭うおそれがあると認めるときは、速やかに警察官へ通報する等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 電子マネー販売事業者は、上記1(2)に規定する書面と同様の特殊詐欺等に関する注意事項を電子マネー購入者に対して表示させる方法等により、当該電子マネー購入者が特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないかどうかを確認できるシステムを搭載したレジの設置に努めるものとする。
- 4 電子マネー購入者は、電子マネー販売事業者から確認を求められた場合は、その求めに応じなければならない。

※ なお、本条例改正にあたり、特殊詐欺の他、急増するSNS型投資・ロマンス詐欺といった、SNS等により対面することなく欺罔し、振込等をさせる手口の詐欺も対象犯罪とするため、特殊詐欺等と定義している。

4. 今後の予定

◆パブリックコメント結果公表

令和7年1月末頃

◆定例府議会（条例案議会上程）

令和7年2月～3月

◆条例公布／規則及び指針告示

令和7年3月下旬

◆条例施行日

①特殊詐欺等の根絶に向けた施策の推進

令和7年8月頃

②ATM設置者及び高齢者の義務等

令和7年8月頃

③特殊詐欺等に関する通報等

令和7年8月頃

④振込取引における上限額の設定

令和7年10月頃

※令和8年4月頃までの経過措置を設定

⑤プリペイド型電子マネー販売時の確認

令和7年8月頃